

長崎市監査公表第 14 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 11 月 26 日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	井	上	重	久
同	武	次	良	治

平成 30 年度

監 査 報 告

定期監査・行政監査

防災危機管理室

福祉部

こども部

商工部

文化観光部

水産農林部

中央総合事務所

上下水道局事業部

教育委員会教育総務部

教育委員会学校教育部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名
	防災危機管理室
福祉部	福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室
こども部	認定こども園長崎幼稚園
商工部	産業雇用政策課、商工振興課、ふるさと納税推進室、中央卸売市場
文化観光部	遠藤周作文学館、シーボルト記念館
水産農林部	いこいの里管理センター
中央総合事務所	生活福祉1課、生活福祉2課、滑石地域センター
上下水道局事業部	事業管理課、水道建設課、給水課、浄水課、水質管理室、下水道建設課、下水道施設課
教育委員会教育総務部	三重地区公民館、市立図書館
教育委員会学校教育部	日見小学校、伊良林小学校、形上小学校、長浦小学校、村松小学校、日見中学校、桜馬場中学校、大浦中学校、梅香崎中学校、式見中学校、福田中学校、西泊中学校、丸尾中学校、淵中学校、緑が丘中学校、岩屋中学校、琴海中学校、長崎商業高等学校

第3 監査の期間

平成30年4月3日から平成30年10月31日まで

第4 監査の範囲

平成29年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務

なお、収入事務については使用料及び手数料（行政財産の目的外使用を除く）に係る一連の事務手続きを、支出事務については負担金、補助及び交付金を、現金等管理事務については、現金等の管理・保管についてを範囲とした。

第5 監査の方法

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第6 監査の結果

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについては、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次

のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

1 収入事務について

(1) 遠藤周作文学館の観覧料について

[遠藤周作文学館]

遠藤周作文学館の観覧料は、長崎市遠藤周作文学館条例第3条で定める別表及び同条例施行規則第6条により団体割引は10人以上で1人250円、さらに本市に住所を有する者以外の者で障害者手帳を所持する者等は観覧料の5割に相当する額を減免することができると規定されている。条例及び規則に基づき計算すると減免額は125円となるが、10円未満を切り捨て120円とし、差引額130円を観覧料として徴収していたので、条例及び規則に則り適正な事務処理を行われたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 財務に関する事務に携わる職員の資質の向上及びチェック機能の強化

長崎市においては、財務に関する事務に携わる職員への研修を、年間、数回にわたって実施しており職員の資質の向上に努めているが、事務処理にあたっての基本的な知識不足による根拠規定の誤りや安易に前例踏襲するなど軽微な誤りが散見された。

また、事務処理が大幅に遅延している事例も見受けられた。

平成29年度の監査において、財務に関する事務に携わる職員の資質の向上及びチェック機能の強化について意見を述べているが、今回の監査においても依然として同様の事例が見受けられることから、事務処理にあたっては、安易に前例踏襲することなく根拠規定を今一度確認するとともに、決裁時におけるチェック機能の強化、業務の進捗管理に努められたい。